

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年 1月27日

【計算期間】 第1期
（自 平成20年 2月29日 至 平成20年10月27日）

【ファンド名】 新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 海野 典夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 8 号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 8 号

【電話番号】 03-5157-5548

【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

追加型証券投資信託、ファンド・オブ・ファンズです。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類において、「主として投資信託証券（証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券（マザー信託を除く。））に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなります。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含、日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり ()

公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)	オセアニア		
()	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他	アフリカ		
その他資産	()	中近東		
(投資信託証券(株式(一般)))		(中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))・・・目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

なし・・・目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス：<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧が可能です。

信託金限度額

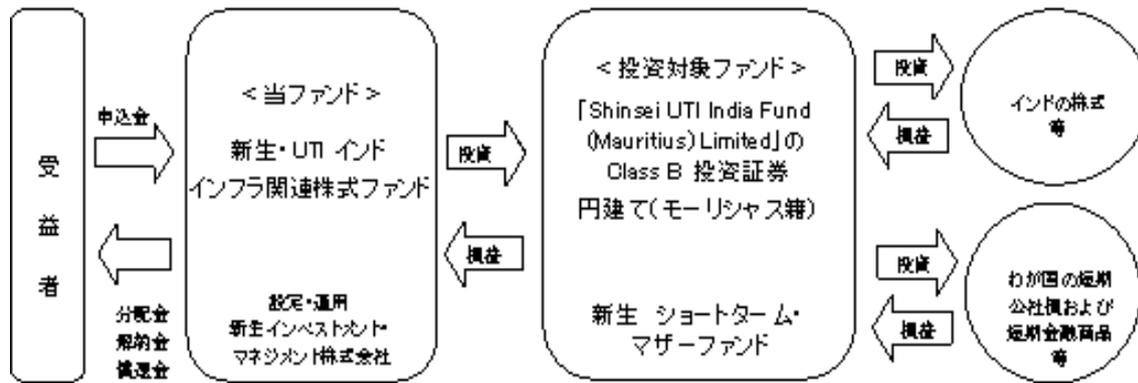
委託者は受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 当ファンドは、主として外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B投資証券に投資し、一部国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

<ファンドの仕組み>



- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B投資証券への投資割合を高位とすることを基本とします。
- 当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B投資証券の投資資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 「新生 ショートターム・マザーファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用します。

資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

2. 当ファンドは、主としてインドの証券取引所に上場しているインフラ関連株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざします。

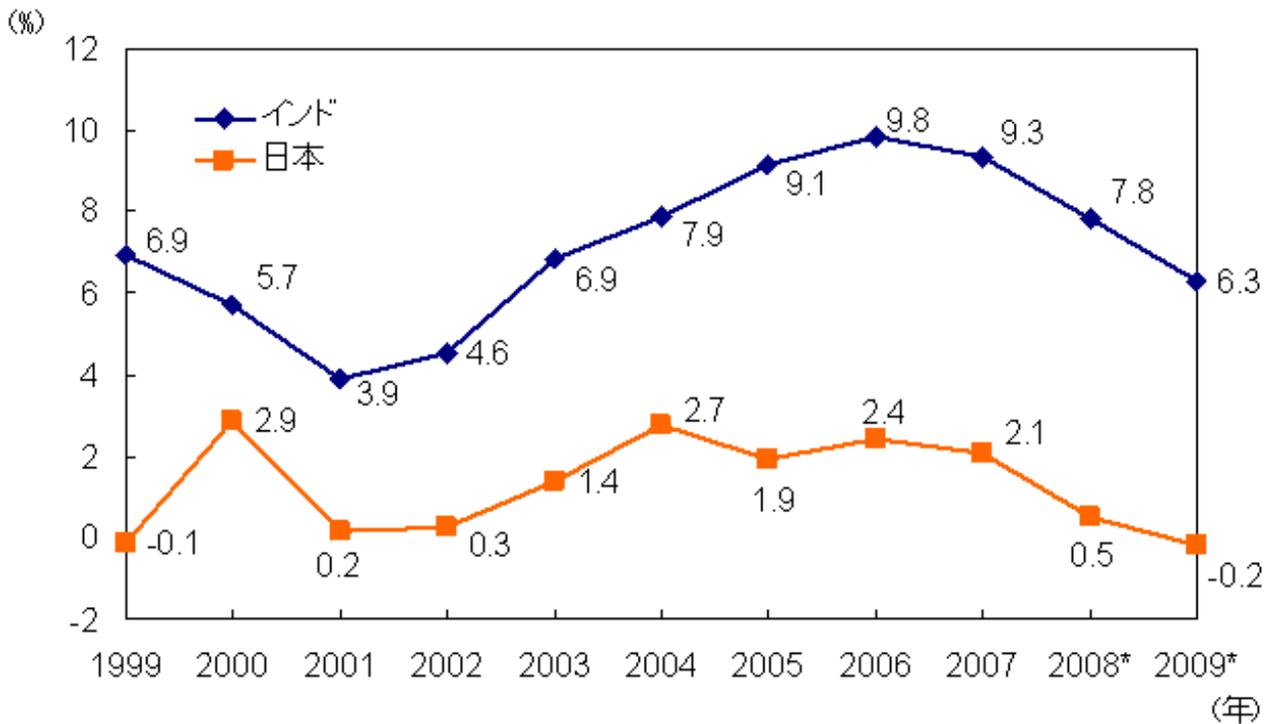
当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B投資証券は、主としてインドの証券取引所に上場する、インドのインフラストラクチャー関連企業の株式を投資対象とし、直接投資に加えて預託証券を用いた投資等を行うことにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。

インドの概況

- インドの2007年人口は約11億6,900万人、中国に続いて世界第2位の人口大国です。
- 国土面積は日本の約9倍、3,287,590km²に及びます。
- 主要産業は綿花・石炭等の一次産業が主。近年の経済化により自動車産業やIT産業（IT：情報技術の略）も発展しています。
- 2007年の国内総生産は1兆1,007億米ドル、実質経済成長率は9.3%。

（出所：世界各国経済情報ファイル2007、IMF（国際通貨基金）2008年10月現在）

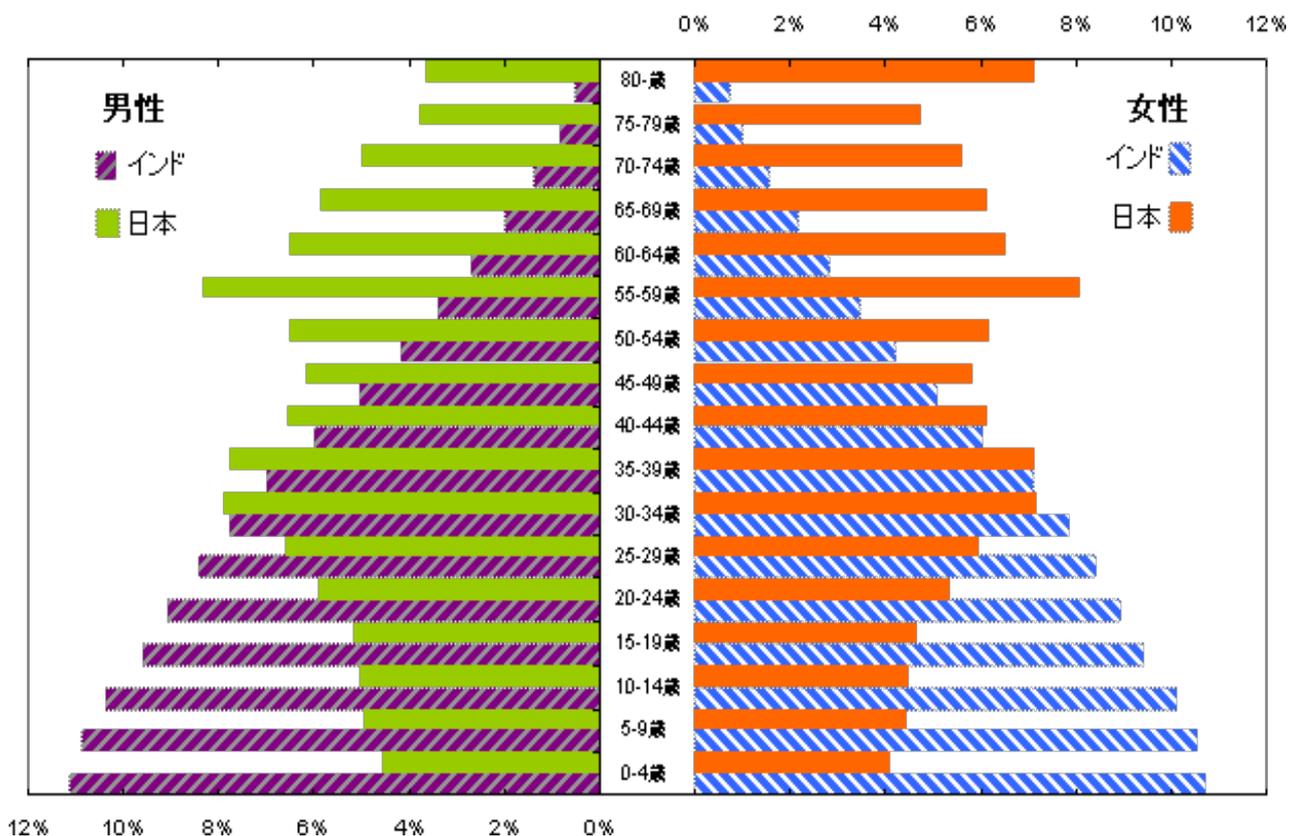
＜インド・日本の実質経済成長率推移＞



出所：IMF（国際通貨基金）2008年10月現在。*2008年、2009年は2008年11月現在のIMF（国際通貨基金）予測値。

- ・ インドの2007年の実質経済成長率は9.3%、2008年11月にIMF（国際通貨基金）が発表したインドの予想実質経済成長率は2008年は7.8%、2009年は6.3%です。

＜インド・日本人口構成比率(2007年)＞



出所：IMF（国際通貨基金）2008年10月現在、U.S.Census Bureau

- ・ インドの2007年の人口は約11億6,900万人で中国に続いて世界第2位です。
- ・ 今後、日本等の先進国は高齢社会を迎え成長率の鈍化が懸念される一方、インドは経済成長の原動力となる労働世代（15歳～64歳）割合の増加が見込まれています。
- ・ 労働世代の割合が高い国は、消費の活性化を伴い実質経済成長率を押し上げる役割を果たしていると言われてしています。

3. UTIグループによる運用

- ・ 当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B投資証券は、インド国内大手の運用会社であるUTIグループが運用します。
- ・ UTIグループは、1963年にインドで最初に設立されるなど、40年以上の歴史を持つインド国内最古の投信会社です。
- ・ UTIグループは、マクロ分析やセクター分析等を行うトップダウン・アプローチと個別銘柄の調査等を行うボトムアップ・アプローチを併用して運用を行っています。

(*)募集上限額に達する前にお申し込みの受付を停止することがあります。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

委託会社の概況

1) 資本金

4億9,500万円（平成20年12月末日現在）

2) 沿革

平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可

平成19年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

3) 大株主の状況

（平成20年12月末日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	所有比率（％）
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	9,900	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」のClass B投資証券及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を投資対象とします。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組み入れる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）は、次に掲げるものとします。

1) 有価証券

2) 金銭債権

3) 約束手形

および、次に掲げる特定資産以外の資産

1) 為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius)

Limited」のClass B投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

2) 証券投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

3) 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することの指図ができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

<投資対象ファンドの概要>

1) 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B投資証券

ファンド名	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) LimitedのClass B投資証券	
形態	モーリシャス籍の円建て外国投資法人	
運用の基本方針	成長性の高いインドのインフラストラクチャー（*1）関連事業を営む企業の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。	
主な投資対象	ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式等を主要投資対象とします。 ただし、直接投資に加えて、預託証券（*2）を用いた投資も行うことがあります。	
ファンドの関係法人	運用会社	UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited
	運用助言者	UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED
	管理会社	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
ファンドの特徴	1.主として、ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する、インドのインフラストラクチャー関連企業の株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。 2.マクロ経済や、セクター見通しの分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業の子想 PERなどの定量分析や、成長性などの定性分析によるボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。 3.運用会社であるUTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedは、UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED からの投資助言をもとに運用を行います。 *当ファンドは純資産総額の10%を超えて借入を行いません。	
手数料等	申込手数料	申込手数料はかかりません。
	運用報酬および管理報酬等 #	年率0.8%（上限）（#1）
決算日	毎年3月31日	

（*1）インフラストラクチャー（infrastructure）とは「社会基盤」という意味で、「インフラ」と略すことがあります。道路・鉄道や空港・港湾などの交通・物流、電力・ガスなどのエネルギー供給、上下水道・都市基盤や通信など多岐にわたります。

（*2）預託証券とは、企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

#1. 運用報酬および管理費等については、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

2) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	① 外貨建資産への投資は行いません。 ② 有価証券先物取引等を行うことができます。 ③ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	申込手数料はかかりません。
信託報酬	信託報酬はかかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

(3)【運用体制】

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項及び関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部 (8名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 <ul style="list-style-type: none"> 当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

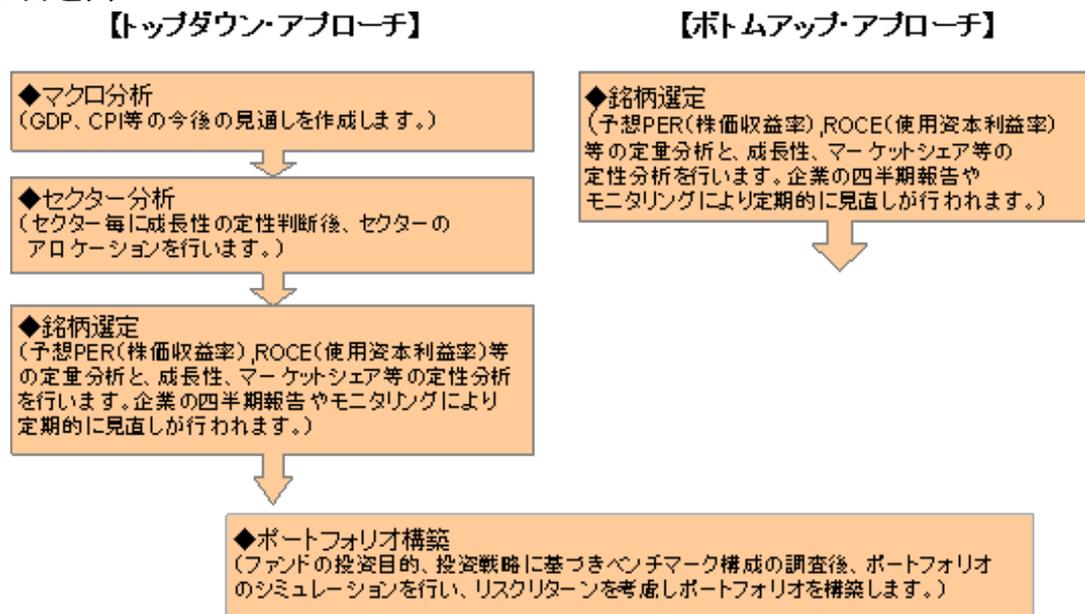
上記体制等は平成20年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

UTIアセットマネジメント社

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています（人員は、2008年10月末日現在）。

証券リサーチ部門	7名
ファンドマネジメント部門	22名
ポートフォリオマネジメント部門	17名
リスク管理部門	4名
コンプライアンス部門	5名

投資プロセス



上記体制等は平成20年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金の支払い

「一般コース」

原則として決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。支払いは販売会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(注) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算

して5営業日までにお支払いを開始いたします。

（5）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3 【投資リスク】

（1）ファンドのリスクと留意事項

当ファンドは、組み入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建の評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

信用リスク

当ファンドは、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取り消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組み入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

新生インベストメント・マネジメント株式会社

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・ 投資ファンド及び投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。 ・ 法令及び信託約款の遵守状況をモニタリングします。

2) コンプライアンス体制

管理部（コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。）は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

UTIアセットマネジメント社

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています。

上記体制等は平成20年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額）（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.197%（税抜1.14%）の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。（括弧内は税抜です。）

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.197%	0.4095%	0.735%	0.0525%
（1.14%）	（0.39%）	（0.70%）	（0.05%）

投資先ファンドの運用報酬(年率0.7%)を加えた実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年1.897%程度です。

信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《参考》

当ファンドが投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B（以下「投資先ファンド」といいます。）に係る手数料について

- (1) 申込手数料 申込手数料はありません。
 (2) 換金（解約）手数料 換金（解約）手数料はありません。
 (3) 運用報酬

運用報酬（年率）	投資先ファンドの純資産の0.70%
----------	-------------------

なお、当ファンドの信託報酬（年率1.197%）に、投資先ファンドの運用報酬（年率0.70%）を加えた、受益者が実質的に負担する信託（運用）報酬率の概算値は以下の通りです。（申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。）ただし、この値はあくまでも実質的な信託（運用）報酬の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託（運用）報酬は変動いたします。

全体としての実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値
年1.897% 程度

- (4) その他の手数料等
 管理事務代行会社報酬（年率）

管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産の0.07%
------------	-------------------

保管会社報酬（年率）

保管会社報酬	投資先ファンドの純資産の0.03%
--------	-------------------

当初のファンド設定費用：1,100,000円（1米ドル=110円）

（当該費用は当初5年間で償却します。）

年額22万円

その他の費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査報酬、弁護士報酬、法務費用等および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息 等

その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬等

信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

（５）【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

<普通分配金と特別分配金>

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- （１）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当りの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- （２）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当りの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- （３）収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<個別元本>

各受益者の買付時の受益権の基準価額（お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

- （１）受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、１口当りの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- （２）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

参考 個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

<個人投資家の場合>

（１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の源泉徴収税率が適用となります。

しかし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その年分の普通分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（同一支払者からの年間支払金額が1万円以下のものは除外されます）までは、10%（所得税7%および地方税3%）の源泉徴収税率が適用され、申告不要の特例があります。ただし、上記年分の普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については確定申告が必要となります。この場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができ、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

（２）一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の利益(譲渡益)については、原則として20%(所得税15%および地方税5%)の課税対象(譲渡所得等)となり、申告分離課税が適用されます。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額のうち、500万円以下の部分については10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用されます。特定口座(源泉徴収口座)を利用した場合には10%の税率による源泉徴収が行われ、確定申告が不要です。しかし、特定口座(源泉徴収口座)を利用している場合でも、500万円を超える場合は確定申告が必要となり、その超える部分については20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。また、平成21年1月1日以降は、一部解約時および償還時に発生した譲渡損益を確定申告することにより、他の上場株式等の譲渡損益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

なお、平成23年以降は、譲渡所得等の金額に関わらず20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

< 法人投資家の場合 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)、平成21年4月1日以降は15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。また、法人が受け取る譲渡益に関しては、全額が法人税の課税対象となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成20年11月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	モーリシャス	876,656,782	93.88
親投資信託受益証券	日本	20,093,328	2.15
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		37,108,150	3.97
合計(純資産総額)		933,858,260	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1) 評価額上位銘柄明細

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
モー リ シャ ス	投資 証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B	2,740,029,383	327.02	896,064,959	319.9443	876,656,782	93.88
日本	親投 資信 託受 益証 券	新生 ショート ターム・マザー ファンド	19,876,673	1.0104	20,083,390	1.0109	20,093,328	2.15

2) 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資証券		93.88
親投資信託受益証券		2.15
合計		96.03

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年11月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時（平成20年2月29日）	1,892		1.0000	
第1期計算期間末 （平成20年10月27日）	949		0.3378	
平成20年2月末日	1,892		1.0000	
平成20年3月末日	2,340		0.9558	
平成20年4月末日	2,852		1.0345	
平成20年5月末日	2,728		0.9107	
平成20年6月末日	2,412		0.7827	
平成20年7月末日	2,538		0.8244	
平成20年8月末日	2,461		0.7967	
平成20年9月末日	1,902		0.6296	
平成20年10月末日	1,003		0.3595	
平成20年11月末日	933		0.3313	

* 純資産総額（百万円）は単位未満を切り捨てて表示しています。

【分配の推移】

期間	1口当りの分配金（円）
第1期計算期間 （平成20年2月29日より平成20年10月27日）	

【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1期計算期間 （平成20年2月29日より平成20年10月27日）	66.2

（注1）各計算期間の収益率とは、計算期間末の基準価額（分配金付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配前の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（注2）収益率は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しています。

（参考）

「新生ショートターム・マザーファンド」の平成20年11月末日現在の運用状況であります。また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	659,473,270	104.70
コール・ローン等、その他資産 （負債控除後）		-29,644,110	-4.70
合計(純資産総額)		629,829,160	100.00

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1）評価額上位銘柄明細

国/地域	銘柄名	種類別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価金額(円)		評価金額(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	政府短期証券 第537回	国債証券	2008年12月1日	30,000,000	99.85	29,957,880	99.9924	29,997,720	4.76
日本	政府短期証券 第541回	国債証券	2008年12月22日	100,000,000	99.84	99,849,000	99.9737	99,973,700	15.87
日本	政府短期証券 第545回	国債証券	2009年1月19日	140,000,000	99.81	139,737,080	99.9356	139,909,840	22.21

日本	政府短期 証券 第550回	国債 証券	2009年2月16日	350,000,000	99.88	349,591,200	99.8983	349,644,050	55.51
日本	政府短期 証券 第554回	国債 証券	2009年3月9日	40,000,000	99.87	39,949,040	99.8699	39,947,960	6.34

2) 種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		104.70
合計		104.70

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年2月29日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

取得申込手続

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所の休業日

インドのナショナル証券取引所の休業日

申込単位

申込単位につきましては、販売会社あるいは以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申し込みの際に、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申し込みください。

「自動けいぞく投資コース」

- ・お申し込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申し込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申し込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

換金の請求

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2) 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所の休業日

インドのナショナル証券取引所の休業日

換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようするため、

大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

手取額

1口あたりのお手取額は、解約価額¹から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本²を超過した額に対し10%³）を差し引いた金額となります。

1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

3 個人投資家の場合は、平成21年1月1日以降 10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率は廃止され、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。しかし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。

法人投資家の場合は、平成21年4月1日以降 7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率が、15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）になります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

詳しくは、本書「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い 参考 個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて」をご参照ください。

支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消

- 1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回し

ない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

1) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B投資証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

2) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

3) 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

4) 予約為替は、原則として国内における計算日の対顧客電信先物相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度と公表

1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

2) 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「インフラ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則、無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「書面決議」の規定は適用され、書面決議で可決された場合、存続します。

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）から受益者に支払います。

2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託者は毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- 2) ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲

覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年2月29日（設定日）から平成20年10月27日まで）の財務諸表について、監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

新生・UT Iインドインフラ関連株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成20年10月27日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	45,813,557
投資証券	896,064,959
親投資信託受益証券	20,083,390
未収利息	464
流動資産合計	961,962,370
資産合計	961,962,370
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,770,674
未払受託者報酬	166,732
未払委託者報酬	3,634,759
その他未払費用	202,020
流動負債合計	12,774,185
負債合計	12,774,185
純資産の部	
元本等	
元本	2,810,181,150
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	1,860,992,965
純資産合計	949,188,185
負債純資産合計	961,962,370

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期 (自平成20年 2 月29日 (設定日) 至平成20年10月27日)
営業収益	
受取利息	117,770
有価証券売買等損益	1,923,851,651
営業収益合計	1,923,733,881
営業費用	
受託者報酬	819,234
委託者報酬	17,859,250
その他費用	787,495
営業費用合計	19,465,979
営業利益又は営業損失 ()	1,943,199,860
経常利益又は経常損失 ()	1,943,199,860
当期純利益又は当期純損失 ()	1,943,199,860
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	178,604,219
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,252,221
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	15,252,221
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	111,649,545
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	111,649,545
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,860,992,965

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 期 (自平成20年 2 月29日 (設定日) 至平成20年10月27日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日及び当期間末日及びその翌日が休業日のため、平成20年2月29日から平成20年10月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成20年10月27日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	2,810,181,150口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	1,860,992,965円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3378円 (3,378円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成20年2月29日(設定日) 至平成20年10月27日)
1. 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、及び収益調整金(0円)より、分配対象収益は0円のため、当期に分配した金額はありません。
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自平成20年2月29日(設定日))

至平成20年10月27日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期

(自平成20年2月29日(設定日)

至平成20年10月27日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第1期
	(平成20年10月27日現在)
期首元本額	1,892,815,358円
期中追加設定元本額	1,565,994,489円
期中一部解約元本額	648,628,697円

2 有価証券関係

第1期(平成20年10月27日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	896,064,959	1,796,644,116
親投資信託受益証券	20,083,390	57,641
合計	916,148,349	1,796,586,475

3 デリバティブ取引関係

第1期

(自平成20年2月29日(設定日)

至平成20年10月27日)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
----	----	---------	--------	----

投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B	2,740,029.383	896,064,959	
親投資信託 受益証券	新生 ショートターム・マザー ファンド	19,876,673	20,083,390	
合計		22,616,702.383	916,148,349	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

<参考>

本書の開示対象ファンド（新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド）（以下「当ファンド」という。）は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass B 投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、同外国投資法人の投資証券です。主要投資対象である外国投資法人の計算期間末日（平成20年3月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、委託会社が原文を翻訳しております。

（注）本財務書類は連結ベースです。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの計算日における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

新生 ショートターム・マザーファンドの状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（平成20年10月27日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,893,060
国債証券	619,616,160
未収利息	49
流動資産合計	624,509,269
資産合計	624,509,269
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	618,081,693
剰余金	
剰余金	6,427,576
純資産合計	624,509,269
負債純資産合計	624,509,269

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自平成20年2月29日 至平成20年10月27日）

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年10月27日現在)
1. 計算日における受益権総数	618,081,693口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0104円 (10,104円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年2月29日 至平成20年10月27日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成20年2月29日 至平成20年10月27日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成20年10月27日現在)
同計算期間の期首元本額	498,944,517円
同計算期間中の追加設定元本額	178,688,639円
同計算期間中の一部解約元本額	59,551,463円
同計算期間末日の元本額	618,081,693円
上記元本額の内訳	
新生・UTIインドファンド	399,362,760円
新生・フラトンVPICファンド	198,842,260円
新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド	19,876,673円

2 有価証券関係

(平成20年10月27日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	619,616,160	565,700

合計	619,616,160	565,700
----	-------------	---------

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成19年12月11日)から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

(自平成20年2月29日 至平成20年10月27日)
本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成20年10月27日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考 (償還年月日)
国債 証券	第533回政府短期証券	350,000,000	349,929,300	2008年11月10日
	第537回政府短期証券	30,000,000	29,982,900	2008年12月1日
	第541回政府短期証券	100,000,000	99,905,700	2008年12月22日
	第545回政府短期証券	140,000,000	139,798,260	2009年1月19日
合計		620,000,000	619,616,160	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社
2008年3月31日会計年度の財務諸表

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

目次	(当財務諸表内におけるページ)	
		頁
企業データ		2
取締役報告書		3
会社書記証明		4
監査人報告書		5～6
貸借対照表		7
損益計算書		8
株主資本変動報告書		9
キャッシュフロー報告書		10
財務諸表注記		11～25

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

企業データ

(当財務諸表内における2ページ)

	任命日	退任日
取締役：		
Mr. Mark Sebastien Law	2006年11月17日	2007年12月12日
Mr. Sanjay Sachdev	2006年12月7日	
Mr. Upendra Kumar Sinha	2006年12月7日	
Mr. Dilip Gooljar	2007年2月28日	2007年6月11日
Mr. Dilip Gooljar (再任)	2007年12月12日	
Ms. Hilani Kerr	2007年2月28日	2007年12月12日
Mr. Gyanandsing Prayagsing	2007年11月27日	
書記：		
Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited		
4 th floor, Barkly Wharf		
Caudan Waterfront		
Port Louis		
Mauritius		
登記上の本社：		
4 th floor, Barkly Wharf		
Caudan Waterfront		
Port Louis		
Mauritius		

監査人： Ernst & Young
1st floor, Anglo Mauritius House,
4 Intendance street,
Port Louis
Mauritius

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

取締役報告書

(当財務諸表内における3ページ)

当社の取締役は2008年3月31日に終了した会計年度における新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社(以下「当ファンド」といいます。)の監査済財務諸表とともに、ここに取締役の報告書を提出いたします。

主要な事業活動

当ファンドの主要事業活動は投資保有事業であります。当ファンドは当期にその活動を行いました。

収益及び配当

当期の収益は損益計算書と関連注記に記載されております。

当期につきまして、取締役といたしましては、配当の支払いを提案しておりません。

財務報告書に関する取締役の責任

当ファンドの取締役は、国際財務報告基準と2001年会社法(Companies Act 2001)に準拠して、財務諸表の作成並びに適正に表示する責任を負っております。かかる財務諸表は、当ファンドの2008年3月31日における貸借対照表、2008年3月31日に終了した会計年度の損益計算書、株主資本変動報告書、キャッシュフロー報告書および財務諸表への注記により構成され、重要な会計方針の変更とその他の注記を含みます。

取締役は、これら財務諸表を故意・過失の如何にかかわらず、重大な虚偽表示が無いように作成し、適正に表示するための内部統制を設計・実行・維持すること、適切な会計方針を選択し適用すること、そして置かれた状況下において合理的な会計上の見積を行うことに責任を負っております。

取締役は、当ファンドが継続企業として存続できるか否かの評価を行っており、当ファンドが今後一年間、引き続き継続企業であり続けるものと思料いたします。

監査人

監査人であるErnst & Young は、引き続きその任にあたることに同意しており、年次株主総会で当然に再任されるものと承知しております。

取締役会の命を受けて

取締役

日付： 2008年6月11日

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

2001年会社法166項(d)に基づく会社書記証明

(当財務諸表内における4ページ)

当会社書記は、知り且つ信ずる限りにおいて、当ファンドが会社登記官に対して2008年3月31日に終了した

会計年度において2001年会社法に基づいて新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社が要求される全ての結果報告を提出したことを証明いたします。

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
会社書記

登記上の本社

4th floor, Barkly Wharf East
Le Caudan Waterfront
Port Louis
Mauritius

日付： 2008年6月11日

ERNST & YOUNG

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社株主の皆様への

独立監査法人の報告書

(当財務諸表内における5ページ)

財務諸表に関する報告

当監査法人は、当財務諸表内における7ページから25ページまでに記載された、2008年3月31日現在における貸借対照表及び同日に終了した事業年度に関する損益計算書、株主資本変動報告書及びキャッシュフロー報告書、並びに重要な会計方針および他の注記により構成される、新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社の財務諸表を監査した。

財務諸表に関する取締役の責任

取締役は、財務諸表を国際財務報告基準並びに2001年会社法の要求に則って作成、かつ適正に表示する責任を負っている。この責任には、これら財務諸表を故意・過失の如何にかかわらず、重大な虚偽表示が無いように作成し、適正に表示するための内部統制を設計・実行・維持すること、適切な会計方針を選択し適用すること、そして置かれた状況下において合理的な会計上の見積を行うことが含まれる。

監査法人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人監査に基づいて、財務諸表に関する意見を表明することにある。当監査法人は国際会計基準に従って監査を実施した。この基準は、当監査法人に対して倫理基準を遵守し、財務諸表に重大な誤りが無いか否かに関する合理的な保証を得るため、監査を計画し実施することを義務付けている。

監査には、財務諸表における金額並びに開示に関する監査上の証拠を得る手続を実施することが含まれる。詐欺的行為又は錯誤による場合を問わず、財務諸表上の重大な誤りのリスク評価を含めて、選択された監査手続は当監査人の判断によるものである。これらのリスク評価を行うに当たって、当該状況下において適切な監査手続を計画するために、当監査法人は、当会社の財務諸表の作成並びに公正な表示に関する内部管理の状況を考慮するが、これは当会社の内部管理の有効性に関する意見を表明することを目的とするものではない。

また、監査においては、使用された会計基準の適切性並びに経営者による会計上の見積の合理性に関する評価並びに財務諸表の全般的表示に関する評価も含まれる。

当監査法人は、当監査法人が入手した監査上の証拠は、当監査法人による監査意見を提出する目的上十分且つ適切なものであると考えている。

意見

当監査人の見解によれば、当財務諸表内における7ページから25ページに表示された財務諸表は、国際財務報告基準に従い、且つ2001年会社法の要求を遵守し、当ファンドの2008年3月31日現在の財務状況及び同日に終了した事業年度の業績並びにキャッシュフローを真正且つ公正に表示していると認められる。

ERNST & YOUNG

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社株主の皆様への

独立監査法人の報告書

(当財務諸表内における6ページ)

その他の事項

本監査報告書は、2001年会社法205条に従って、集団としての当会社の株主のためにのみ作成されたものである。当監査法人による監査は、当監査法人が監査報告書において表明することを要求されている事項を当会社の株主に対して表明するために行われたもので、他の目的をもって行われたものではない。法律上許容される範囲内において、監査作業、本報告又は当監査法人が形成した意見に関し当会社及び当会社の株主以外の何人に対しても責任を負うものではない。

他の法的及び規制条件に関する報告

2001年会社法

当監査法人は監査法人としての資格並びに通常の業務上行う商業ベースの取引を除いて、当会社と関係は無く又は当会社に対して利害関係を持つものではない。

当監査法人は、当監査法人が要求した全ての情報を入手し且つ説明を受けた。

当監査法人の見解によれば、当監査法人の記録の調査において判明する限りにおいて、適切な会計上の記録が当会社により保管されていたと認められる。

Ernst & Young
Port Louis,
Mauritius

Daryl Csizmadia, C.A. (S.A.)
Signing Partner

日付：2008年6月12日

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

貸借対照表

(2008年3月31日現在)

(当財務諸表内における7ページ)

	注記	2008年 日本円	2007年 日本円
資産			
売買目的投資	5	37,581,809,960	27,592,904,146
売掛金及びその他未収金	6	129,372,740	23,471,514
現金及び現金同等物	7	2,583,754,250	6,017,203,141
総資産計		40,294,936,950	33,633,578,801

株主資本及び負債

流動負債			
支払及び他の債務	8	163,778,743	614,751,478
総負債（償還可能優先株の保有者に帰属する純資産を除く）		163,778,743	614,751,478
償還可能優先株の保有者に帰属する純資産	10	40,131,058,207	33,018,727,323
経営者の株式	9	100,000	100,000
株主資本及び負債計		40,294,936,950	33,633,578,801
償還可能優先株数		40,827,825	35,490,401
償還可能1優先株当り純資産価格	10	982.93	930.36
クラスA 1口当り純資産価格		985.18	930.36
クラスB 1口当り純資産価格		946.02	-

これら財務諸表は2008年6月11日の取締役会で承認された。

取締役の名前 署名

.....

.....

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

損益計算書

（2008年3月31日に終わる会計年度）

（当財務諸表内における8ページ）

	注記	2008年3月31日に	2006年11月17日から
		終了した会計年度	2007年3月31日までの
		日本円	期間 日本円
収入			
配当収入		225,534,071	46,402,866
費用			
管理事務代行及び評価手数料		34,871,737	2,728,976
運用報酬		347,781,412	38,633,207
設立費用		1,047,769	9,118,118
保管報酬		14,978,712	1,482,059
監査報酬		895,621	942,486
登記手数料		27,263	6,536
納税手数料		105,622	-
ライセンス・フィー		163,575	-
専門家手数料		522,566	-
取締役経費		213,514	-
銀行費用		437,843	-
費用計		401,045,634	52,911,382
営業損失		(175,511,563)	(6,508,516)
投資の実現・未実現利益			
投資の処分に関する純実現利益		4,208,383,196	-
外国為替に関する未実現（損失）/利益		(4,135,421,497)	5,164,957

投資に関する純利益		72,961,699	5,164,957
税引前損失		(102,549,864)	(1,343,559)
法人税	11	-	-
営業上の償還可能優先株の保有者に帰属する純資産の純減		(102,549,864)	(1,343,559)

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

株主資本変動報告書

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における9ページ)

	クラス A 株式 日本円	クラス B 株式 日本円	2008年 合計 日本円	2007年 合計 日本円
営業上の純資産の増加				
当年度中の純営業利益 (損失)	17,993,517	(120,543,381)	(102,549,864)	(6,508,516)
投資の再評価に関する純 実現・未実現利益(損 失)	2,161,951,900	12,928,848	2,174,880,748	(1,486,764,161)
営業上の償還可能優先株 の保有者に帰属する純資 産の増減額	2,179,945,417	(107,614,533)	2,072,330,884	(1,493,272,677)
株式資本取引				
償還後の株式発行	299,446,422	234,296,029	533,742,452	3,549,040,100
償還後の株式プレミアム	2,420,553,578	2,085,703,971	4,506,257,548	30,962,959,900
純資産の純増	4,899,945,417	2,212,385,467	7,112,330,884	33,018,727,323
当年度/期初の純資産	33,018,727,323	-	33,018,727,323	-
当年度/期末の純資産	37,918,672,740	2,212,385,467	40,131,058,207	33,018,727,323

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

キャッシュフロー報告書

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における10ページ)

	2008年3月31日に終 了した会計年度 日本円	2006年11月17日から 2007年3月31日までの 期間 日本円
営業活動		
当年度中の純損失	(102,549,864)	(1,343,559)
調整		
配当収入	(222,357,565)	(23,031,352)
営業資本変更前の営業利益 / (損失)	(324,907,429)	(24,374,911)

受取及び他の債権の増加	(105,901,226)	(23,471,514)
支払及び他の債務の(増加)/(減少)	(450,972,735)	614,751,478
営業活動からの純キャッシュ(流入)/流出	(881,781,390)	566,905,053
投資活動		
投資物件の取得	(27,499,694,883)	(29,084,833,264)
投資物件の処分代金	19,662,298,305	-
受取配当	245,729,077	23,031,352
投資活動からの純キャッシュ流出	(7,591,667,501)	(29,061,801,912)
財務活動		
償還前の株式発行	5,040,000,000	34,512,100,000
財務活動からの純キャッシュ流入	5,040,000,000	34,512,100,000
現金及び現金同等物の純増減	(3,433,448,891)	6,017,203,141
当年度/期初の現金及び現金同等物	6,017,203,141	-
当年度/期末の現金及び現金同等物	2,583,754,250	6,017,203,141

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における11ページ)

1. 一般情報

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社(以下「当ファンド」といいます。)は2006年11月17日にモーリシャス共和国で一般の限定ファンドとして設立されました。当ファンドの主要活動は投資の保有であります。当ファンドは実質的に全ての資産をインド株式へ投資します。2008年3月31日に終了した会計年度において、当ファンドは事業活動しておりました。

当ファンドは、2001年会社法と2007年金融サービス法に基づくカテゴリー1グローバル・ビジネス・ライセンス保有者として、モーリシャス・ルピー以外の通貨で業務を遂行せねばなりません。当ファンドは国際的環境で営業を行い、実質的な取引の多くを外国通貨で行うため、当監査報告書は、日本円で表記されています。

2008年3月31日に終了した会計年度の当ファンドの財務諸表は、2008年6月11日付けの取締役会の議決により、発行の承認を受けております。

2. 重要な会計処理基準の要約

基準遵守に関する表明

財務諸表は国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されております。

会計基準

財務諸表は、売買目的投資について時価法が採用されている以外は、原価法で作成されています。国際財務報告基準に準拠して財務諸表を作成するために、経営陣は、財務諸表の日付時点の資産と負債の報告額並びに報告年度間の収入と経費の報告額に影響を与えるような見積と前提を示さねばなりません。そのため、実際の結果は、それら見積と異なることがあります。

売買目的投資

（ ）分類

当ファンドはインド株式への投資を売買目的投資として分類します。取締役会は、これら金融資産を当初の再評価準備を通して時価により評価することを指定しています。

（ ）計上/計上取り消し

投資の普通取引買付と売却は、取引日(当ファンドが投資の買付と売却を行う日)に計上されます。投資からキャッシュフローを受取る権利が消滅した時点、もしくは当ファンドが所有権に関するリスクと報酬を実質的にすべて移転してしまった時点で投資の計上は取消されます。

金融資産の減損

売買目的資産が減損した場合、その原価(償還された元本を控除後)と現時価との差額から、損益計算書上に計上した過去の減損を差引いたものを、純資産から損益計算書へ移します。売買目的と分類した株式についての戻し記帳は、純資産の報告書に計上されます。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における12ページ)

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、銀行預金と当座貸越を含みます。現金同等物は、あらかじめ予定される金額に即座に転換が可能であり、実質的な価値の変化に対するリスクの少ない短期の流動性が極めて高い投資対象です。

金融負債

これらは利子、延滞料その他の未払い分で、当初は時価に直接の取引コストを上乗せして計上され、その後、有効な利息方法を使用し償却コストで計上されます。

金融資産と負債の計上取り消し

金融資産は、その資産からキャッシュフローを受取る契約上の権利が消滅し、当該資産の所有権によるリスクと報酬、もしくは当該資産の支配権が実質的にすべて移転された時点で計上取り消しとなります。

金融負債は、負債に基づく義務が放免、取消しされもしくは消滅する時点で計上取り消しとなります。

引当金

引当金は、当ファンドが過去の事由で法的もしくは推定的な義務を持つ時に計上されます。財産からの支払義務により清算を求められることは想定でき、また金額の確かな推定も可能です。

外国為替取引

機能通貨と表示通貨

当ファンドの財務諸表に含まれる項目は、当ファンドが運営する主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」といいます。)を使用して測定されます。取締役会は、日本円が、最も忠実に基本的な取引、事由及び条件の経済的影響を示す通貨と考えます。

取引と残高

外国通貨取引は、取引日の為替レートを使用して日本円に変換されます。かかる取引の清算並びに外国通貨建て金銭資産及び負債における年末為替レートによる変換から生じる外国為替利益と損失は損益計算書に計上されます。

金融商品

貸借対照表上の金融商品には売買目的投資、売掛及び他の債権、現金及び現金同等物、並びに未支払他の債務が含まれます。特殊な計上方法が採られている場合は、関連する各項目に記載されます。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における13ページ)

売掛金及びその他の未収金

売掛金及びその他の未収金は予想される換金価値で計上されております。年末に全ての残存金額の再検討に基づき、疑わしい債権の推定がなされます。不良債権が認識された場合は、その年度中に消却されます。

買掛金及びその他の未払金

買掛金及びその他の未払金は、合理的範囲内において時価に近い金額である名目価格にて表示されております。

関連当事者

当事者が当該ファンドを支配する、もしくは金融及び運営決定に際して直接的または間接的に当該ファンドに重大な影響を行使する能力を持つならば、もしくは逆に当該ファンドが一般の支配或いは一般の重大な影響を受ける場合に、当事者は当該ファンドに関連していると考えられます。関連当事者とは個人もしくは他の事業体をいいます。

繰延べ課税

繰延べ税は、資産と負債の税ベースと金融報告目的の価値計上との間に発生するすべての一時的差額に関して負債方法を用いて準備されます。現在施行されている税率が繰延べ税の決定に用いられます。

未使用税損失の繰延べに関する繰延べ税資産は、未使用税損失が将来の課税利益に対し利用可能な範囲で計上されます。

議決権付株式

議決権付株式は持分と分類され、UTI International Ltd.によって保有されます。株式は議決権を持ち、償還可能優先株式が支払われた後に配当及び分配を受取る権利を持つ時点で、償還可能株式に劣後します。

償還可能優先株

当ファンドは、6ヶ月の「ロックアップ期間」に従い保有者の選択により償還できる金融負債に分類される償還可能優先株を発行します。優先株は、当該ファンドの純資産価格に応じた株式と等しい現金で何時でも当該ファンドへ返還されます。保有者がその株式を当該ファンドへ返還する権利を行使した場合、優先株は貸借対照表日に支払われるべき償還金額で計上されます。

収入の計上

収入は配当収入を含みます。株式投資対象からの配当収入は、関連投資対象が配当落ちと表示される時点で計上されます。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における14ページ)

費用の計上

全ての費用は発生主義ベースで損益計算書に計上されます。

会計方針とディスクロージャーにおける変更

採用された会計方針は、下記以外については、前会計年度の方針と一致しております：

当該ファンドは会計年度中に下記の新しい修正IFRS及びIFRIC(「国際金融報告解釈委員会」)解釈を採用しました。これらの修正基準と解釈の採用で、当該ファンドの実績もしくはポジションが影響を受けたことはありませんでした。

- IFRS 7 金融商品：ディスクロージャー；
- IAS1 修正、財務諸表の説明；
- IFRIC 8 IFRS 2の範囲
- IFRIC 9 内包デリバティブの再評価；及び
- IFRIC 10 中間財務報告と毀損

これら変更の主要な影響は以下の通りであります：

IFRS 7「金融商品：ディスクロージャー」及びIAS1への補足修正、「財務諸表の説明 資本のディスクロージャー」は金融商品に関連する新しいディスクロージャーを導入し、そして当該ファンドの金融商品の分類と評価、もしくは課税と買掛及び他の支払債務に関連するディスクロージャーに如何なる影響も及ぼしません。

IAS1「財務諸表の説明」は、財務諸表の利用者が資本管理に関する当該ファンドの目的、方針及びプロセスを評価可能にするため新しいディスクロージャーを行うよう当該ファンドに求めております。これらの新しいディスクロージャーによる当該ファンドの財務諸表への影響はありません。

IFRIC 8「IFRS 2の範囲」では、株式商品がIFRS2に該当するかどうかを証明するため、受取確定可能対価が発行済み株式商品の時価以下であるような株式商品の発行を含む取引への配慮が求められます。この解釈は、当ファンドの財務諸表に如何なる影響も与えません。

IFRIC 9「内包デリバティブの再評価」は、キャッシュフローを著しく修正する契約上の変更がある場合のみ再評価し、内包デリバティブの存在評価を行う日に或る実体が契約の最初の当事者となった日であると規定しております。当ファンドは、多数の契約からの分離を求める内包デリバティブを持たないため、その解釈は当ファンドの財務ポジション、もしくはパフォーマンスに如何なる影響も与えません。

IFRIC 10「中間財務報告と毀損」は暖簾代並びにコストで計上された株式商品と金融商品への投資対象に関し、中間期に計上された毀損がその後の貸借対照表上で逆転することを禁止しております。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における15ページ)

3. まだ効力を有していない現行の基準に対する基準、修正並びに解釈

現行の基準に対する基準、修正並びに解釈は公表されており、2008年1月1日かその後もしくはその後の期間に始まる当ファンドの会計期間に強制適用されますが、当ファンドの運営には関係はありません。

IFRS 8「運営上のセグメント」(2009年1月1日から有効)。IFRS 8はIAS14を代替し、セグメント報告を米国基準のSFAS (Statement of Financial Accounting Standards「金融会計基準計算書」)131「企業のセグメントに関するディスクロージャー及び関連情報」の必要条件に合わせております。新しい基準は、セグメント情報が内部報告目的で使用されるのと同じベースに基づいた「マネージメント・アプローチ」を要求しております。しかし、この基準は当ファンドへは適用されません。

IFRIC 11「IFRS 2 グループ及び自己株式取引」(2007年3月1日から有効)。IFRIC 11は、自己株式もしくはグループ企業体を含む株式ベース取引(例えば、親会社株式へのオプション)が、親会社及びグループ会社から独立した口座での株式決済もしくは現金決済株式ベース支払取引と看做されるべきかに関してガイダンスを提供しております。この解釈は、当ファンドの財務諸表に影響を与えません。

IFRIC 12「サービス特許取決め」(2008年1月1日から有効)。IFRIC 12は、民間セクター経営者が公共セクターのサービスに関するインフラの開発、融資、運営並びに維持に参加する契約上の取決めに適用されます。IFRIC 12は、当ファンドの運営に該当しません。

IFRIC 13「顧客忠誠プログラム」(2008年7月1日から有効)。IFRIC 13は、商品もしくはサービスが顧客忠実インセンティブ(例えば、ロイヤルティ点数もしくは無料の商品)と一緒に販売される場合、取決めは多要素の取決めで且つ顧客からの受取対価は時価を用いて取決めの部分間で配分されることを明確にしています。IFRIC 13は当ファンドの運営に該当しません。

IFRIC 14「IAS 19 - 確定年金資産、最低積み立て条件及び相互作用」(2008年1月1日から有効)。IFRIC 14は、資産として認定可能な剰余金の額に関するIAS 19の制約を評価するガイダンスを提供しています。IFRIC 14は、年金資産もしくは負債が法定もしくは契約上の最低資金調達条件によって如何に影響を受けるかについても説明しています。しかしながら、この解釈は当ファンドには適用されません。

IFRS 2 - 株式ベースでの支払(2008年修正済)、1月1日かそれ以降に始まる年次に有効。

IFRS 3 - 事業合併(2008年修正済)、2009年7月1日かそれ以降に始まる年次に有効。

IAS 1 財務諸表の提示(2007年修正済)、2009年1月1日かそれ以降に始まる年次に有効。

4. 重要な会計上の判断と見積の不確実性の主な原因

当ファンドの会計基準を適用する際の重要な会計上の判断

注記2に記載された当ファンドの会計基準を適用する過程で、当ファンドの取締役は、財務諸表において計上されている金額に最も重大な影響を与える以下の判断を行いました。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における16ページ)

機能通貨の決定

取引の経理処理とその取引から発生した為替差損益は、選択された機能通貨に依存するため、当ファンドの機能通貨の選択は極めて重要です。注記2に記載されている通り、当ファンドの取締役は、注記2記載の要素を考慮し、当ファンドの機能通貨を日本円と決定しました。

5. 投資

提示価格			2008年	2007年
			日本円	日本円
(i)原価				
4月1日現在原価			29,084,833,264	-
追加			23,267,940,176	29,084,833,264
売却			(15,453,915,109)	-
3月31日現在原価			<u>36,898,858,331</u>	<u>29,084,833,264</u>
(ii)市場価格				
4月1日現在市場価格			27,592,904,146	29,084,833,264
追加			23,267,940,176	-
売却			(15,453,915,109)	-
投資再評価未実現利益			2,174,880,747	(1,491,929,118)
3月31日現在市場価格			<u>37,581,809,960</u>	<u>27,592,904,146</u>
(iii)当ファンドが保有する投資詳細の要約				
銘柄			2008年3月31日現在の市場価格	純資産総額に対する市場価格(%)
上場株式	通貨	株数	日本円	2008年3月31日
自動車及び自動車部品				
Amtek Auto	日本円	245,087	156,450,870.63	0.39
Mahindra & Mahindra Ltd	日本円	445,515	773,259,754.86	1.93
Maruti Suzuki India Ltd	日本円	392,546	812,466,402.94	2.02
消費財				
Blue Star Ltd	日本円	33,159	34,466,166.17	0.09
Bombay Rayon Fashions Ltd	日本円	1,726,411	1,258,625,983.53	3.14
Deccan Chronicle Holdings Ltd	日本円	1,828,816	747,405,341.32	1.86
Sun Pharma Ind Ltd	日本円	315,173	968,323,433.63	2.41
情報通信技術				
Bartronics India Ltd	日本円	658,262	248,326,383.23	0.62
Bharti Airtel Ltd	日本円	1,065,229	2,195,573,046.15	5.47
Core Projects and Technologies Ltd	日本円	713,695	342,780,158.43	0.85
Geodesic Information Systems Ltd	日本円	1,555,983	696,853,663.92	1.74
ICSA India Ltd	日本円	1,197,860	1,182,468,335.83	2.95

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における17ページ)

(iii) 当ファンドが保有する投資詳細の要約			2008年3月31日	純資産総額に対
銘柄			現在の市場価格	する市場価格(%)
上場株式	通貨	株数	日本円	2008年3月31日
Infosys Technologies Ltd	日本円	459,644	1,640,119,427.64	4.09
Kavveri Telecon Products Ltd	日本円	41,960	22,293,867.27	0.06
KLG Systel Ltd	日本円	407,140	569,061,447.10	1.42
Northgate Tech. Ltd	日本円	202,522	222,279,011.48	0.55
Reliance Communications Ltd	日本円	1,450,500	1,839,543,787.42	4.58
Satyam Computers Ltd	日本円	1,230,100	1,210,918,051.40	3.02
Spanco Telesys and Solutions Reduced Cap	日本円	753,032	302,960,104.79	0.75
Tanla Solutions Ltd	日本円	528,682	700,490,459.33	1.75
Tata Consultancy Services Ltd	日本円	541,500	1,095,564,745.51	2.73
Tulip IT Services Ltd	日本円	347,785	740,214,556.52	1.84
電子、電機及びエンジニアリング				
Havells India Ltd	日本円	319,054	371,473,425.90	0.93
Opto Circuit India Ltd	日本円	660,405	546,135,821.48	1.36
Crompton Greaves Ltd	日本円	33,700	23,135,117.27	0.06
Genus Power Infrastructures Ltd	日本円	136,125	162,922,062.13	0.41
Praj Industries Ltd	日本円	1,488,650	505,687,868.01	1.26
Punj Lloyd Ltd	日本円	42,060	32,694,094.31	0.08
Sintex Industries	日本円	642,296	568,419,139.72	1.42
Voltas Ltd	日本円	1,007,803	447,451,456.71	1.11
Lloyd Electric and Engineering	日本円	570,000	136,100,299.40	0.34
ABB Ltd	日本円	359,260	1,052,323,453.10	2.62
Bharat Biljee Ltd	日本円	4,824	29,559,035.93	0.07
金属及び工業製品				
ABG Shipyard Ltd	日本円	11,140	20,000,858.28	0.05
Ahmednagar Forgings Ltd	日本円	415,287	172,103,719.31	0.43
AIA Engineering Ltd	日本円	3,095	11,631,346.68	0.03
Amtek India Ltd	日本円	496,385	111,835,243.26	0.28
Bharat Heavy Electricals Ltd	日本円	328,200	1,684,031,212.58	4.20
Elecon Engineering Ltd	日本円	869,286	410,351,574.85	1.02
EMCO Ltd	日本円	498,660	260,589,663.17	0.65
Everest Kanto Cylinder Ltd	日本円	950,915	647,110,943.74	1.61
Jain Irrigation Systems Ltd	日本円	19,400	28,657,110.78	0.07
Jindal Saw Ltd	日本円	208,703	338,022,835.45	0.84
Jyoti Structures Ltd	日本円	810,056	322,668,264.47	0.80
Larsen & Turbo Ltd	日本円	201,927	1,523,924,125.75	3.80
Maharashtra Seamless Ltd	日本円	382,955	292,089,180.39	0.73
Nagarjuna Construction Co Ltd	日本円	710,059	377,351,714.08	0.94

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における18ページ)

(iii) 当ファンドが保有する投資詳細の要約

銘柄	通貨	株数	2008年3月31日	純資産総額に対
			現在の市場価格	する市場価格(%)
上場株式			日本円	2008年3月31日
Texmaco Ltd	日本円	5,823	21,101,110.78	0.05
Welspun Guj Stahl Rohren Ltd	日本円	16,150	15,442,833.08	0.04
電力及びガス				
Aban Offshore Ltd	日本円	3,150	23,771,182.63	0.06
Alstom Power India Ltd	日本円	7,500	10,887,911.68	0.03
Areva T & D India Ltd	日本円	7,300	28,178,218.56	0.07
Kalapataru Power Transmission	日本円	83,779	229,806,967.56	0.57
ONGC Corporation Ltd	日本円	3,000	7,345,434.13	0.02
Reliance Industries Ltd	日本円	453,650	2,563,099,862.78	6.39
Suzlon Energy Ltd	日本円	1,939,616	1,275,655,632.73	3.18
Thermax India Ltd	日本円	10,154	15,224,666.42	0.04
銀行及び金融				
Axis Bank Ltd	日本円	107,800	210,099,725.55	0.52
HDFC Bank	日本円	409,365	1,348,157,015.34	3.36
Housing Development Finance Corporation	日本円	170,100	1,011,666,354.79	2.52
ICICI Bank Ltd	日本円	607,591	1,167,429,713.33	2.91
Kotak Bank	日本円	206,000	323,057,135.73	0.81
Yes Bank Ltd	日本円	1,913,500	805,646,519.46	2.01
その他				
Hanung Toys and Textiles Infrastructure	日本円	206,708	111,167,438.62	0.28
Infrastructure Development Finance	日本円	32,000	12,091,816.37	0.03
IVRCL Infra and Projects Ltd	日本円	750	750,561.38	0.00
Rajesh Exports Ltd	日本円	909,079	176,122,715.44	0.44
Siemens Ltd	日本円	227,861	350,944,599.05	0.87
DLF Ltd	日本円	14,000	22,582,335.32	0.06
Bharati Shipyard Ltd	日本円	11,000	14,865,643.71	0.04
(小計)		34,656,722	37,581,809,960	94
投資額総計			37,581,809,960	94
負債を除く他の資産			2,549,348,247	6
純資産			40,131,158,207	100

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における19ページ)

6. 売掛金及びその他未集金

	2008年 日本円	2007年 日本円
売掛金	126,096,234	-
議決権付株式未収金	100,000	100,000
未収配当金	3,176,506	23,371,514
合計	<u>129,372,740</u>	<u>23,471,514</u>

7. 現金及び現金同等物

	2008年 日本円	2007年 日本円
Deutsche Bank Mauritius	72,704,113	300,000,000
Deutsche Bank Mumbai	2,511,050,137	5,717,203,141
合計	<u>2,583,754,250</u>	<u>6,017,203,141</u>

8. 買掛金及びその他未払金

	2008年 日本円	2007年 日本円
未払金	34,912,078	31,380,520
買掛金	128,866,665	583,370,958
合計	<u>163,778,743</u>	<u>614,751,478</u>

9. 議決権付株式

	2008年 日本円	2007年 日本円
議決権付株式1,000株、額面100円	<u>100,000</u>	<u>100,000</u>

議決権付株式には議決権があり、配当及び分配を受け取る権利につきましては、償還可能優先株株主に支払われた後で償還可能優先株に劣後します。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における20ページ)

10. 議決権付株式保有者に帰属する純資産

10 (a) 償還可能優先株数

	クラスA 株	クラスB 株	2008年 合計	2007年 合計
4月1日現在残高	35,490,401	-	35,490,401	-
当期中発行額	11,565,821	2,342,960	13,908,781	35,490,401
当期中償還額	<u>(8,571,357)</u>	-	<u>(8,571,357)</u>	-
3月31日現在残高	<u>38,484,865</u>	<u>2,342,960</u>	<u>40,827,825</u>	<u>35,490,401</u>

優先株は当ファンドの規約に基づき、時価で株主のプッシュによる償還、購入及び取得の対象となります。償還可能優先株は規約16項及び20項に基づき、通常株主に優先して、配当及び配分を受け取れますが、ファンドの清算及び株主総会の通知を受け取り、株主総会に参加する権利に影響をおよぼす場合を除き、優先株

には投票権がありません。

(b) 参加株式1株当りの純資産総額

	クラスA	クラスB	2008年	2007年
	株	株	合計	合計
	日本円	日本円	日本円	日本円
償還可能優先株保有者に帰属する純資産	37,914,564,491	2,216,493,716	40,131,058,207	33,018,727,323
償還可能優先株数	38,484,865	2,342,960	40,827,825	35,490,401
償還可能優先株式1株当りの純資産総額	985.18	946.02	982.93	930.36

各クラスの償還可能優先株1株当り純資産総額の計算は、そのクラスの償還可能優先株保有者に帰属する純資産総額及び、優先可能償還株に基づきます。

(c) 純資産総額の調整

クラスA償還可能優先株の発行及び償還の純資産総額を計算する目的で、設定費は当ファンドの私募規約に記述されているように5年で償却されます。

2008年3月31日に設定費を償却する際の1株当り純資産総額の調整及び、国際金融報告基準ならびに2001年会社法(Companies Act 2001)に基づいて準備された財務諸表による1株当りの純資産総額は、下記の通りです。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における21ページ)

	2008年度	2007年度
	日本円	日本円
財務諸表による1株当りの純資産総額	982.93	930.36
投資への影響	(0.80)	0.27
発行/償還目的の1株当りの純資産総額	982.13	930.63

11. 課税

カテゴリー1国際事業免許保有のファンドであるため、課税所得に対して、モーリシャスの法人税15%が課税されます。ただし、外国で課された実際の税金あるいは海外を源泉とする利益に対するモーリシャスの税金80%のいずれが多い方の金額に相当する税額控除を受ける権利があります。

2008年3月31日時点でファンドは、176,692,496円(2007年度：3,429,295円)の税務上の繰越損失があるため、将来の課税利益に対して相殺することができます。モーリシャスにおけるファンドのキャピタルゲインは、非課税となります。

12. 機能通貨及び表示通貨

当ファンドの財務諸表は日本円で表示されています。当会社の事業あるいはその他活動は、モーリシャスルピー以外の通貨で取引されています。当社が運用する主な金融通貨は日本円で調達され、現在、ファンドが金融資産を最終処分したことにより生じた他通貨は日本円に換金される予定であるため、当ファンドの

取締役は機能通貨を日本円と決定いたしました。

2008年3月31日現在で下記為替レートが適用されました。

	2008年度		2007年度	
	平均レート	最終レート	平均レート	最終レート
USD/JPY	114.044	99.725	116.720	117.811
INR/JPY	2.834	2.495	2.577	2.703

13. 金融商品及び関連リスク

金融リスク管理の目的と方針

()時価

売買目的投資、売掛金及びその他未集金、現金及び現金同等物、買掛金及びその他未払金から構成される当ファンドの資産及び負債の計上金額は、時価に等しいものであります。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における22ページ)

()金融商品運用の戦略

当ファンドの運用は、さまざまな金融リスクを伴います。信用リスク、流動性リスク及び市場リスク(価格リスク、為替リスク及び金利リスクを含みます)。

以下の注記は、当ファンドに関わる上記各リスク、ファンドの目的、方針、リスク測定と管理過程、及びファンドの資本管理についての情報を提示します。さらに、財務諸表には取引金額が記載されています。

取締役会は、当ファンドのリスク管理体制の設立と監視に関し全体的な責任を負っています。

当ファンドのリスク管理方針は、ファンドが直面するリスクの特定及び分析、適切なリスク限度の設定とコントロール、及びリスクの監視と限度の遵守のために制定されました。リスク管理方針及びシステムは定期的に見直され、市場の状況やファンドの運用状況の変化を反映させます。

信用リスク

金融資産にとって、ファンドが潜在的に直面する信用リスクの主なものは、定期預金、現金、対ブローカー債権です。当ファンドは、現金及び有価証券の決済業務を大手の金融機関に依頼することで、信用リスクの軽減を計ろうとします。すべての投資取引は、認可を受けたブローカーを利用して、決済及び、あるいは受渡払いとしています。ブローカーの支払い受領後にのみ有価証券を発送しているため、債務不履行のリスクは少ないと言えます。購買に際しては、ブローカーが有価証券を受け取った後に支払いを実施しています。いずれかの当事者が義務を果たさない場合は、取引が成立しないこととなります。当ファンドの最大限の信用リスクは、当ファンドの貸借対照表に記録された額までとなります。期限経過または不良債権となった金融資産、あるいは、今後、期限経過または不良債権となる金融資産ありません。

貸借対照表の日付において、当ファンドの最大限の信用リスク額は、下記の通りとなります。

2008年度

2007年度

	日本円	日本円
売買目的投資	37,581,809,960	27,592,904,146
売掛金及びその他未集金	129,372,740	23,471,514
現金及び現金同等物	2,583,754,250	6,017,203,141
	40,294,936,950	33,633,578,801

流動性リスク

流動性リスクは、当ファンドが金融負債に関連した義務を果たすことが困難になるリスクを示します。流動性リスクは、当ファンド内の株式保有者からの償還が主因となります。このリスクは、資産に投資することで、通常の市場の状況であれば、現金化すること、及び短期の負債に見合う十分なレベルの現金を維持することで、コントロールできます。

新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における23ページ)

2008年3月31日現在、当ファンドの金融負債における満期償還状況

	要求に応じて	3ヶ月以内	3ヶ月以上 12ヶ月以内	5年以上	総額
	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
資産					
現金及び現金同等物	2,583,754,250	-	-	-	2,583,754,250
売掛金及びその他未集金	-	129,372,740	-	-	129,372,740
売買目的投資	37,581,809,960	-	-	-	37,581,809,960
資産総額	40,165,564,210	129,372,740	-	-	40,294,936,950
負債					
買掛金及びその他未払金	-	163,778,743	-	-	163,778,743
負債総額	-	163,778,743	-	-	163,778,743

市場リスク

市場リスクは、金融商品の市場価値が変動することで引き起こされる潜在的損失です。当ファンドの市場リスクは、金利、外国為替レート及び価格の変動率を含むいくつかの要因によって決定されます。当ファンドは、リスク管理戦略及び投資に対する市場動向の影響を評価するさまざまな分析監視手法を使用して、市場リスクを管理します。

価格リスク

2008年3月31日現在、当ファンドの投資は、インド株式市場に対し著しく集中しており、他の成熟した市場への投資には通常見られない、ある程度考慮すべき点やリスクを抱えています。市場規模の狭小性、低い流動性、高い変動性に加え、インドの証券市場はまだ未成熟な市場と見られるところがあり、インドの発行体に関する情報は成熟した市場よりも少ないと言えます。インドの将来の経済的又政治的な展開が、当ファンドの投資先有価証券の流動性及び/又は価値、あるいはその双方に対し、不利な影響を与える可能性があります。

マネージメント評価による合理的株価変動は、当会社の主要マネージメントが内部適用する感度率である10%とします。

株価が10%上昇/下落した場合、2008年3月31日に終了した年度の純資産及び利益は3,758,180,996円増
加/減少したことになります。

為替リスク

当ファンドは株式に投資を行い、インドルピー建て資産及び負債を保有しています。その結果、日本円の
インドルピーに対する為替レートの変動が、当社のインドルピー建て資産及び負債に重大な影響を与える
リスクがあります。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における24ページ)

下記は、感度10%で関連した外国通貨に対する日本円の増加及び減少を表しています。マネージメント評価
による合理的外国為替変動は、為替リスクを主要マネージメントが内部報告する際に適用する10%としま
す。感度分析は未決済の外国通貨建て貨幣項目にのみ行われ、会計年度末外国通貨レートを10%変更して調
整します。下記のマイナスの数字は、日本円が関連通貨に対して、10%円高になった結果、利益が減少したこ
とを表しています。日本円が関連通貨に対して、10%円安になった場合、純資産に対して同じく逆の影響が
あり、下記残高はプラスになります。

インドルピーに対して10%円高になった場合の影響：

感度分析前	日本円/インドルピー	売買目的投資
	2008年度	2008年度
	日本円	日本円
一年	2.495	37,581,809,960
感度分析後		
一年	2.745	34,165,281,782
その他の投資の（減少）/増加		(3,416,528,178)

通貨概要

当社の金融資産及び負債の通貨別概要は、以下の通りです。

	金融資産	金融負債	金融資産	金融負債
	2008年	2008年	2007年	2007年
	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
	日本円	日本円	日本円	日本円
インドルピー	40,222,132,838	155,486,820	33,333,478,801	606,685,092
米ドル	-	8,291,923	-	7,228,462
英国ポンド	-	-	-	837,924
日本円	72,804,112	-	300,100,000	-
合計	40,294,936,950	163,778,743	33,633,578,801	614,751,478

金利リスク

現金預金から得る金利収入は、特に金利の変化により金額が変動することがあります。当ファンドは、保有
資産から最大限の業績を上げるよう努めますが、金利を得ることも払うこともない株式を中心に投資する
方針であるため、金利収入を最大限に求めることはありません。

資本管理

当ファンドの資本は、優先株保有者の投資において長期の資本評価増を達成する目的で投資されています。これにより、主にインド国内の証券取引所で上場、取引、または売買されている多岐にわたる株式のポートフォリオに投資しています。投資マネージャーもまた、当ファンドが株主の価値を最大にするよう、健全な資本比率を維持しています。

新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

財務諸表注記事項

(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における25ページ)

14. 関連当事者間取引

下記会計年度において、当ファンドは関連当事者との間における取引を行っております。関連当事者間取引の性格及び取引金額は以下の通りであります。

	2008年度 日本円	2007年度 日本円
UTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedに対する運用報酬		
損益計算書費用計上金額	347,781,412	38,633,207
当該会計年度中支払金額	(323,144,029)	(21,530,862)
	24,637,383	17,102,345

15. 運用報酬、保管報酬及び事務管理代行費用

投資マネージャーは、UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited及び当ファンド間で締結された投資顧問契約に従って、日々発生する運用報酬として、日々の資産の年率0.7%に相当する運用報酬を受け取る権利を保有しています。

保管報酬

保管銀行であるDeutsche Bank AGは、2006年12月8日付保管契約に基づき、月末評価をもとに、年率0.03%にあたる保管報酬を毎月受取る権利を保有しています。

事務管理代行費用

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Ltdは当ファンドに対する事務管理代行サービスを提供するために指名され、事務管理代行費用は、管理事務代行契約に設定された双方が同意した変動手数料基準に基づいて支払われます。

16. 比較

比較される数字は、2006年11月17日(当社設立日)から2007年3月31日の間とします。そのため、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー報告書及び関連する注記の数字は、比較できません。

株式保有者向け比較数字は、当期の公表分と一致するように負債として再分類されました。これにより、保有者が事業体に金融商品を戻して現金化する、または事業体の金融負債として他の金融資産を取り上げる権利を与える金融商品(この場合、償還可能優先株)を必要とする改定版IAS32に合致しています。

この再分類の結果、当ファンドに何ら金融上の影響はありません。

[次へ](#)

(参考情報) Shinsei UTI India Fund(Mauritius)Limited の ClassBの2008年11月28日付け有価証券

明細

銘柄名	業種	株数	円評価額	組入れ比率
BHARTI AIRTEL LIMITED	通信サービス	52,600	67,528,659	7.6%
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	サービス	30,700	66,462,828	7.5%
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	電力・電気設備	22,050	57,426,181	6.5%
RELIANCE COMMUNICATIONS LTD	通信サービス	115,000	43,012,244	4.9%
LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	26,442	36,774,463	4.2%
AREVA T&D INDIA LTD	電力・電気設備	118,780	31,450,453	3.6%
ICSA INDIA LTD	電力・電気設備	90,237	30,513,468	3.5%
ABB LTD INDIA	資本財	34,970	29,296,658	3.3%
PUNJ LLOYD LIMITED	資本財	110,060	28,804,683	3.3%
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	商業銀行・金融サービス	9,857	27,606,012	3.1%
JAIN IRRIGATION SYSTEMS LTD	サービス	38,166	21,857,647	2.5%
CROMPTON GREAVES LIMITED	電力・電気設備	94,200	21,292,768	2.4%
TEXMACO LIMITED	電力・電気設備	15,823	19,932,379	2.3%
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	石油・ガス	14,300	19,023,350	2.2%
TULIP IT SERVICES LTD	通信サービス	23,299	18,491,659	2.1%
EVEREST KANTO CYLINDER LTD	資本財	67,000	17,926,057	2.0%
AIA ENGINEERING LTD	資本財	74,105	17,714,597	2.0%
SUZLON ENERGY LIMITED	電力・電気設備	219,216	17,467,661	2.0%
IDEA CELLULAR LIMITED	通信サービス	192,000	17,264,205	2.0%
MAHINDRA & MAHINDRA LIMITED	自動車・自動車部品	29,000	15,626,267	1.8%
BLUE STAR LIMITED	資本財	51,369	14,623,507	1.7%
DLF LIMITED	インフラ・建設	37,000	14,033,384	1.6%
INFRASTRUCTURE DEV FINANCE	資本財	135,500	13,531,854	1.5%
JYOTI STRUCTURES LIMITED	鉱業	113,000	12,690,071	1.4%
PRAJ INDUSTRIES LIMITED	資本財	107,000	11,862,732	1.3%
THERMAX LTD	電力・電気設備	29,854	9,969,420	1.1%
VOLTAS LIMITED	資本財	102,803	9,833,844	1.1%
ELECON ENGINEERING CO LTD	資本財	145,951	9,675,152	1.1%
SIEMENS INDIA LIMITED	資本財	21,996	9,413,632	1.1%
TRANSFORMERS AND RECTIFIERS (INDIA) LIMITED	電力・電気設備	37,138	9,140,623	1.0%
IVRCL INFRAST & PROJ LTD.	電力・電気設備	35,250	9,097,427	1.0%
NAGARJUNA CONSTRUCTION CO	インフラ・建設	72,249	8,244,983	0.9%
KAWERI TELECOM PRODUCTS LTD	通信サービス	88,463	8,047,476	0.9%
MAHARASHTRA SEAMLESS LTD	インフラ・建設	32,500	7,952,458	0.9%
ICICI BANK LTD	商業銀行・金融サービス	11,575	7,781,624	0.9%
ABAN OFFSHORE LIMITED	石油・ガス	5,050	6,696,298	0.8%
JINDAL SAW LTD	インフラ・建設	12,700	6,401,024	0.7%
KLG SYSTEL LIMITED	電力・電気設備	43,830	6,117,081	0.7%
GENUSPOWERINFRASTRULTD	電力・電気設備	31,445	4,984,156	0.6%
WELSPUN-GUJARAT STAHL LTD	インフラ・建設	23,650	3,646,815	0.4%
ALSTOM PROJECTS INDIA LTD	電力・電気設備	7,500	3,240,626	0.4%
ABG SHIPYARD LTD	資本財	16,640	3,102,292	0.4%
HAVELLS INDIA LIMITED	電力・電気設備	13,320	2,939,472	0.3%
BHARATI SHIPYARD LIMITED	資本財	17,984	2,370,571	0.3%

金額の表示単位未満を四捨五入して表示しており、数字の合計金額は必ずしも一致しない場合があります。

組入比率は外国投資法人であるShinsei UTI India Fund(Mauritius) LimitedのClass B投資証券の純資産総額を基に算出した比率です。

上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成20年11月末日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	936,029,776 円
負債総額	2,171,516 円
純資産総額（ - ）	933,858,260 円
発行済数量	2,819,190,834 口
1口当り純資産額（ / ）	0.3313 円

<参考> 新生ショートターム・マザーファンド

資産総額	669,778,200 円
負債総額	39,949,040 円
純資産総額（ - ）	629,829,160 円
発行済数量	623,027,781 口
1口当り純資産額（ / ）	1.0109 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口数）	解約数量（口数）
第1期計算期間 （自平成20年2月29日 至平成20年10月27日）	3,458,809,847	648,628,697

（注）第1期計算期間の設定数量（口数）は、当初設定数量（口数）を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成20年12月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

・最近5年間における資本金の増減はありません。

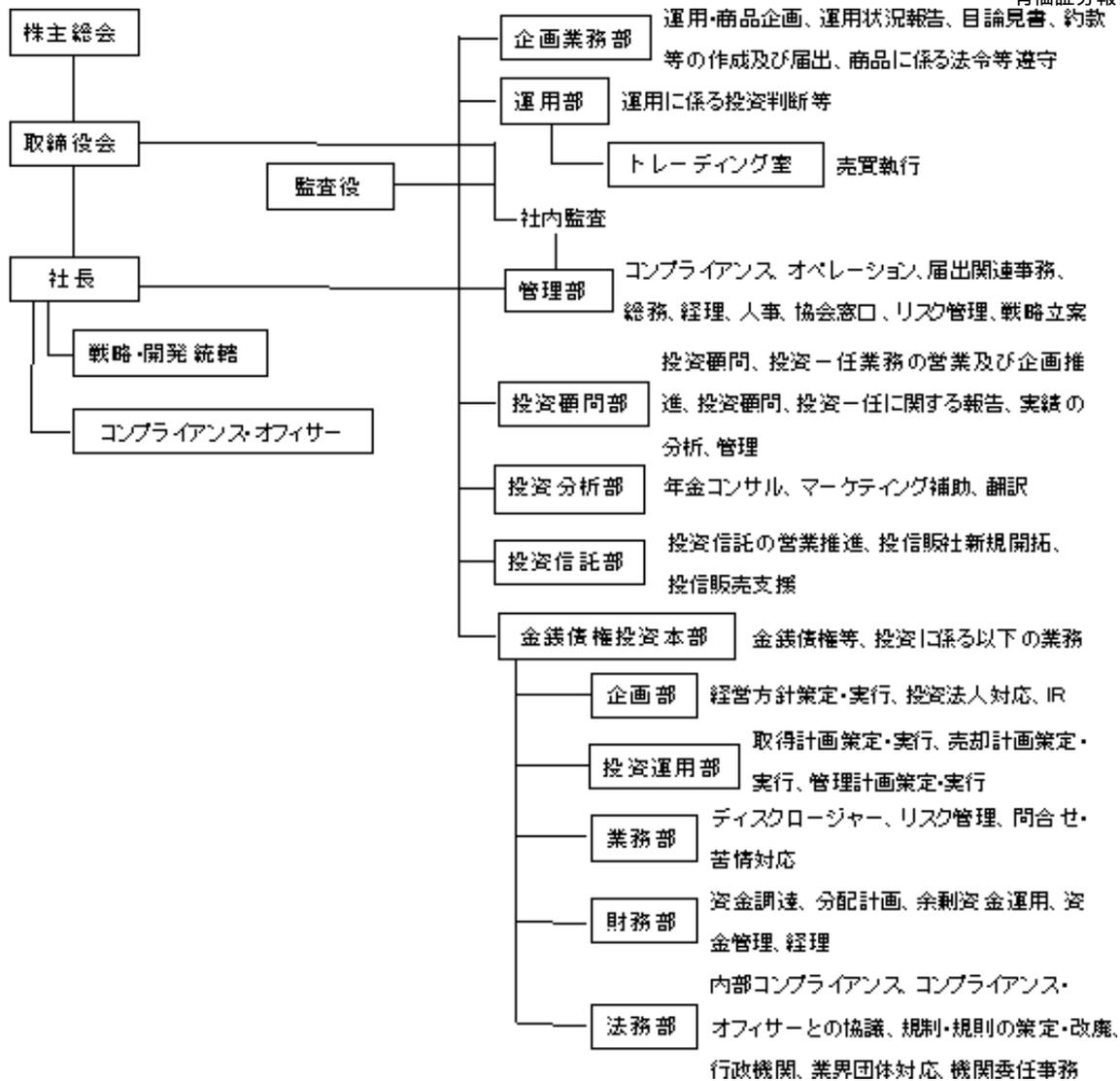
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとしします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。（平成20年12月末日現在）



（３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、運用部長を議長とし、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、企画業務部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサー、戦略・開発統轄および投資政策委員会が選任した者をもって構成され、原則として月１回開催されます。当委員会では、運用計画及び運用計画の変更の承認を行う等運用全般における統括的な管理を行います。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年12月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計36本（追加型投資信託15本、単位型投資信託21本）であり、純資産の総額は177,679百万円(百万円未満切捨)です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、第6期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき、第7期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52条）」により作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、第6期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については証券取引法第193条の2の規定に基づき、第7期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第8期事業年度に係る中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

期別		第 6 期 (平成19年 3月31日)		第 7 期 (平成20年 3月31日)		
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)		
			構成比 (%)		構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
預金	2	314,419		720,177		
前払費用		5,990		8,311		
未収入金		56		-		
未収委託者報酬		94,318		260,866		
未収投資顧問料		14,901		-		
未収運用受託報酬		-		30,064		
未収収益		12,774		13,075		
繰延税金資産		-		10,576		
流動資産計		442,460	91.8	1,043,070	95.9	
固定資産						
有形固定資産						
建物	1	2,470		3,116		
器具備品	1	6,097		7,656		
無形固定資産						
協会基金		1,000		-		
ソフトウェア		3,150		3,395		
商標権		417		342		
投資その他の資産						
長期前払費用		400		943		
供託金		25,000		25,000		
預託金		1,000		-		
繰延税金資産				3,916		
固定資産計		39,535	8.2	44,370	4.1	
資産合計			481,996	100.0	1,087,441	100.0

期別		第 6 期 (平成19年 3月31日)		第 7 期 (平成20年 3月31日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
			構成比 (%)		構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
未払金		83,370		337,807	
未払手数料	2	53,474		152,048	
その他未払金	2	29,896		185,758	

未払費用			6,170			16,677	
未払法人税等			1,299			44,921	
未払消費税等			3,884			28,035	
流動負債計			94,725	19.7		427,441	39.3
固定負債							
固定資産処分損失引当金			-			4,676	
固定負債計			-	-		4,676	0.4
負債合計			94,725	19.7		432,118	39.7
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			495,000			495,000	
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		107,729			160,322		
利益剰余金合計			107,729			160,322	
株主資本合計			387,270	80.3		655,322	60.3
純資産合計			387,270	80.3		655,322	60.3
負債・純資産合計			481,996	100.0		1,087,441	100.0

(2) 【損益計算書】

	注記 番号	第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	
営業収益						
委託者報酬		446,281		2,051,290		
投資顧問料		91,619		-		
運用受託報酬		-		173,409		
その他営業収益		39,167		63,296		
営業収益計			577,068	100.0	2,287,995	100.0
営業費用						
支払手数料	1	218,564		1,227,287		
広告宣伝費		29,475		95,626		
公告費		2,345		947		
受益証券発行費		880		-		
調査費						
図書費		480		659		
調査費		33,824		96,215		
委託計算費		11,638		34,490		
営業雑経費						
通信費		2,766		3,494		
印刷費		2,978		5,479		

協会費		2,438			2,484		
その他営業雑経費		2,012			7,625		
営業費用計			307,405	53.3		1,474,309	64.4
一般管理費							
給料							
役員報酬	2	9,500			14,500		
給料・手当		101,083			178,374		
交際費		1,535			5,561		
旅費交通費		17,778			19,173		
租税公課		11,218			13,228		
不動産賃借料		29,532			40,111		
固定資産減価償却費		3,516			4,922		
諸経費		35,689			101,776		
一般管理費計			209,854	36.3		377,648	16.5
営業利益			59,808	10.4		436,037	19.1
営業外収益							
受取利息	1	80			489		
雑収入		0			0		
営業外収益計			81	0.0		489	0.0
営業外費用							
雑損失		3			-		
営業外費用計			3	0.0		-	-
経常利益			59,886	10.4		436,527	19.0
特別損失							
固定資産除却損	3	42			228		
損害賠償金	4	-			2,801		
固定資産処分損失引当金繰入額	5	-			4,676		
特別損失計			42	0.0		7,706	0.3
税引前当期純利益			59,844	10.4		428,821	18.7
法人税、住民税及び事業税	1	18,721			175,262		
法人税等調整額		-	18,721	3.3	14,493	160,769	7.0
当期純利益			41,123	7.1		268,051	11.7

（３）【株主資本等変動計算書】

第６期（自平成18年４月１日至平成19年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
平成18年３月31日残高	495,000	148,852	346,147	346,147
事業年度中の変動額				
当期純利益	-	41,123	41,123	41,123
事業年度中の変動額合計	-	41,123	41,123	41,123
平成19年３月31日残高	495,000	107,729	387,270	387,270

第７期（自平成19年４月１日至平成20年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
平成19年３月31日残高	495,000	107,729	387,270	387,270
事業年度中の変動額				
当期純利益	-	268,051	268,051	268,051
事業年度中の変動額合計	-	268,051	268,051	268,051
平成20年３月31日残高	495,000	160,322	655,322	655,322

〔重要な会計方針〕

項目	第６期 （自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）	第７期 （自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）
１．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年 器具備品 3～15年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>

2. 引当金の計上基準		<p>固定資産処分損失引当金</p> <p>将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用</p> <p>親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> <p>連結納税制度の適用</p> <p>同左</p>

〔会計処理方法の変更〕

第6期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第7期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、387,270千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しています。</p>	<p>(固定資産の減価償却の方法の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>

〔表示方法の変更〕

第 6 期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第 7 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(貸借対照表の表示方法の変更)</p> <p>金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分について、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>(損益計算書の表示方法の変更)</p> <p>金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分について、当事業年度から「運用受託報酬」として表示しております。</p>

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第 6 期 (平成19年 3月31日現在)	第 7 期 (平成20年 3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,032 千円</p> <p>器具備品 8,843 千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>未収収益 6,347 千円</p> <p>未払手数料 43,589 千円</p> <p>その他未払金 18,419 千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,474 千円</p> <p>器具備品 9,885 千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 430,116 千円</p> <p>未払手数料 81,004 千円</p> <p>その他未払金 133,408 千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

(損益計算書関係)

第 6 期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第 7 期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 201,616 千円</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 588,835 千円</p> <p>受取利息 489 千円</p>

<p>法人税、住民税及び事業税 18,419 千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 役員報酬の限度額</p> <p>取締役 年額 25,000 千円以内 監査役 年額 10,000 千円以内</p> <p>3. 固定資産除却損42千円は器具備品に係るものであります。</p>	<p>法人税、住民税及び事業税 133,408 千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>3. 固定資産除却損228千円は、器具備品に係るものであります。</p> <p>4. 損害賠償金2,801千円は、主に投資顧問業務に係るものであります。</p> <p>5. 固定資産処分損失引当金繰入額4,676千円は、将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込額であります。</p>
---	--

(株主資本等変動計算書関係)

第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)					第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項					1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,900			9,900	普通株式(株)	9,900			9,900

(リース取引関係)

第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(有価証券関係)

第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左
-------------------------------------	----

(関連当事者との取引関係)

第 6 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	451,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	兼任 2 出向 2	営業 取引	支払 手数料	201,616	未払 手数料	43,589
								連結法人 税額のうち連結納 税親会社 への支出	18,419	その他 未払金	18,419

(注) 1 . 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

第 7 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	兼任 1 出向 5	営業 取引	支払 手数料	588,835	未払 手数料	81,004
								連結法人 税額のうち連結納 税親会社 への支出	133,408	その他 未払金	133,408

(注) 1 . 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

(税効果関係)

第 6 期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第 7 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 . 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)	1 . 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)
未払事業税	未払事業税
471千円	10,576千円
繰越欠損金	固定資産処分損失引当金
18,173千円	1,902千円
その他	その他
432千円	2,013千円
繰延税金資産小計	繰延税金資産合計
19,076千円	14,493千円
評価性引当額	
19,076千円	
繰延税金資産合計	
- 千円	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	40.69%	法定実効税率 (調整)	40.69%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%
住民税均等割額等	0.49%	住民税均等割額等	0.07%
評価性引当額の減少	13.02%	評価性引当額の減少	4.45%
その他	2.15%	その他	0.67%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.28%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49%

(退職給付関係)

第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(1株当たり情報)

第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 39,118円26銭	1株当たり純資産額 66,194円20銭
1株当たり当期純利益 4,153円84銭	1株当たり当期純利益 27,075円94銭
(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第6期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
預金			697,017	
前払費用			11,740	
未収委託者報酬			254,948	
未収運用受託報酬			32,768	
未収収益			12,230	
繰延税金資産			5,648	
流動資産計			1,014,353	94.6
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,882		
器具備品	1	6,372		
無形固定資産				
ソフトウェア		2,613		
商標権		305		
投資その他の資産			45,213	4.2
差入保証金		41,592		
繰延税金資産		3,621		
固定資産計			57,387	5.4
資産合計			1,071,740	100.0

期別		当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
未払金			252,293	
未払手数料		147,241		
その他未払金		105,052		
未払費用			19,652	
未払法人税等			23,716	
未払消費税等			10,790	
預り金			4	
流動負債計			306,457	28.6
固定負債				

固定資産処分損失引当金			4,676	
固定負債計			4,676	0.4
負債合計			311,134	29.0
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			495,000	46.2
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		265,606		
利益剰余金合計			265,606	24.8
株主資本合計			760,606	71.0
純資産合計			760,606	71.0
負債・純資産合計			1,071,740	100.0

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
科目	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
営業収益				
委託者報酬		1,269,754		
運用受託報酬		101,092		
その他営業収益		37,068		
営業収益計			1,407,916	100.0
営業費用				
支払手数料		771,485		
広告宣伝費		51,650		
公告費		866		
調査費				
図書費		233		
調査費		66,314		
委託計算費		20,298		
営業雑経費				
通信費		1,460		
印刷費		6,044		
協会費		1,132		
その他営業雑経費		999		
営業費用計			920,487	65.4
一般管理費				
給料				
役員報酬		13,916		

給料・手当		144,120		
賞与		24,614		
退職給付費用		12,450		
交際費		2,102		
旅費交通費		10,222		
租税公課		6,827		
不動産賃借料		25,507		
固定資産減価償却費	1	2,673		
諸経費		66,540		
一般管理費計			308,974	21.9
営業利益			178,454	12.7
営業外収益				
受取利息		344		
雑収入		170		
営業外収益計			514	0.0
営業外費用				
雑損失		0		
営業外費用計			0	0.0
経常利益			178,968	12.7
税引前中間純利益			178,968	12.7
法人税、住民税及び事業税		68,461		
法人税等調整額		5,223	73,684	5.2
中間純利益			105,283	7.4

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
平成20年3月31日 残 高	495,000	160,322	655,322	655,322
中間会計期間中の変動額				
中間純利益		105,283	105,283	105,283
中間会計期間中の 変動額合計		105,283	105,283	105,283
平成20年9月30日 残 高	495,000	265,606	760,606	760,606

〔中間財務諸表作成の基本となる重要な事項〕

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)				
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="877 403 1308 515"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建物	15年	器具備品	3～15年
建物	15年				
器具備品	3～15年				
2. 引当金の計上基準	<p>固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。</p>				
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>				

〔注記事項〕

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,707 千円
器具備品	11,506 千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間

（自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月30日）

1. 減価償却実施額	
有形固定資産	1,854 千円
無形固定資産	818 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間
（自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,900			9,900

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間
（自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

当中間会計期間末
（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末
（平成20年9月30日現在）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)		
1株当たり純資産額	76,828 円	93銭
1株当たり中間純利益	10,634 円	73銭
(注)		
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		
中間純利益		105,283千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る中間純利益		105,283千円
期中平均株式数		9,900株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更が決議されました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

委託会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、事業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 住友信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 287,537百万円(平成20年9月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

参考：再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成20年9月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社新生銀行
- ・資本金の額 476,296百万円(平成20年9月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 イーバンク銀行株式会社
- ・資本金の額 50,002百万円(平成20年9月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 楽天証券株式会社
- ・資本金の額 7,445百万円(平成20年9月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 岩井証券株式会社
- ・資本金の額 10,004百万円(平成20年9月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 株式会社SBI証券
- ・資本金の額 47,937百万円(平成20年9月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 フィデリティ証券株式会社
- ・資本金の額 3,908百万円(平成20年12月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 内藤証券株式会社
- ・資本金の額 3,002百万円(平成20年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 インヴァスト証券株式会社
- ・資本金の額 5,965百万円(平成20年9月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 トレイダーズ証券株式会社
- ・資本金の額 2,000百万円(平成20年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 リテラ・クレア証券株式会社
- ・資本金の額 3,794百万円(平成20年9月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【参考情報】

当期間において、次の書類を提出しております。

1. 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年3月14日、平成20年7月4日

独立監査人の監査報告書

平成20年11月27日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公 認 会 計 士	青 木 裕 晃	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公 認 会 計 士	山 田 信 之	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTインドインフラ関連株式ファンドの平成20年2月29日から平成20年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・UTインドインフラ関連株式ファンドの平成20年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
------------------------	-------	---------	---

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印
------------------------	-------	---------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	小 暮 和 敏	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。